

# 施設基準で掲示を指定されている手術件数

2024年4月1日

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術  
(2023年1月～12月)

区分1に分類される手術	手術の件数
頭蓋内腫瘍摘出術等	20
黄斑下手術等	26
鼓室形成手術等	2
肺悪性腫瘍手術等	0
経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
区分2に分類される手術	手術の件数
靭帯断裂形成手術等	7
水頭症手術等	13
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1
尿道形成手術等	0
角膜移植術	0
肝切除術等	0
子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3に分類される手術	手術の件数
上顎骨形成術等	0
上顎骨悪性腫瘍手術等	2
バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
母指化手術等	0
内反足手術等	0
食道切除再建術等	0
同種死体腎移植術等	0
区分4に分類される手術の件数	手術の件数
胸腔鏡または腹腔鏡を用いる手術	165
その他の区分に分類される手術	手術の件数
人工関節置換術	69
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	32
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術	0
急性心筋梗塞に対するもの	7
不安定狭心症に対するもの	4
その他のもの	21
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術	0
急性心筋梗塞に対するもの	13
不安定狭心症に対するもの	17
その他のもの	68

※手術を受けるすべての患者様に対して、当該手術の内容、合併症及び予後等を文書を用いて詳しく説明を行い、併せて、患者様から要望があった場合、その都度手術に関して十分な説明をします。